

(社)日本硝子製品工業会 認証

『耐熱ガラス』シール

運用規程

(社)日本硝子製品工業会

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-21-16

日本ガラス工業センター 3F

TEL 03-5937-5861

<http://www.glassman.or.jp>

● 日本硝子製品工業会 認証『耐熱ガラス』マーク 運用規程

1) 目的

ガラス製品の素材・用途区分の中で、特殊な機能を持つ商品に関して『ガラス特有の外観上の区分のしずらさ』が、『消費者の使用判断に影響を与える』と判断される場合、当該商品の素材、機能、使用区分等に関して、『素材を明示』し、消費者の購買時判断に資することを目的とする。

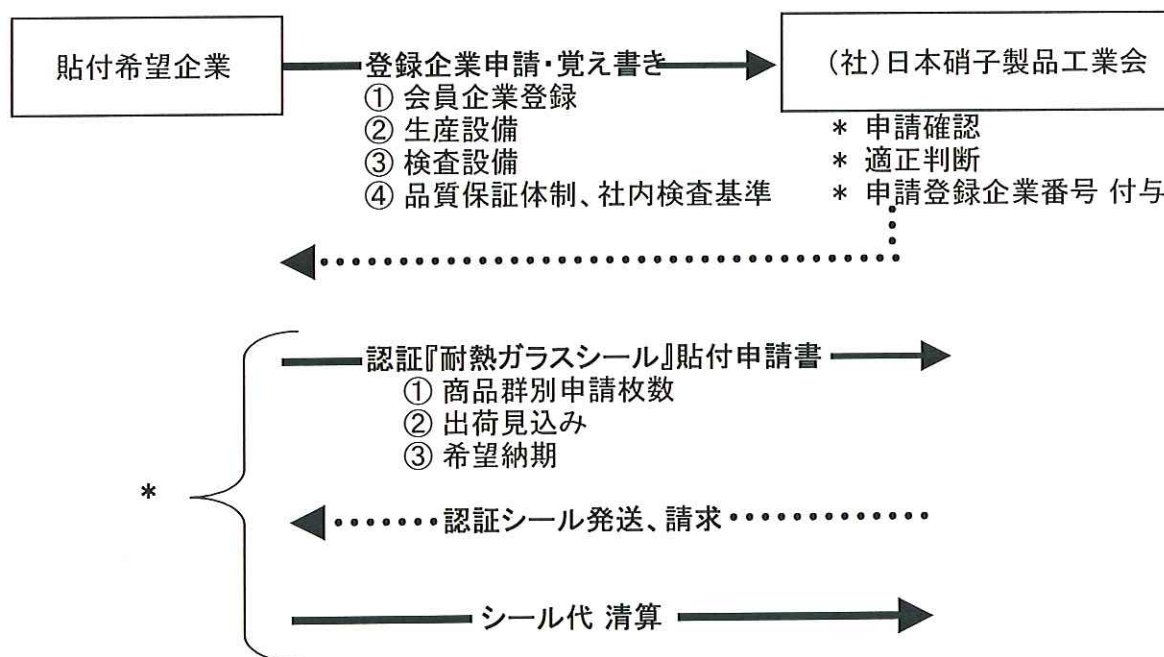
- 2) 日本硝子製品工業会(以下『工業会』と略す)は、会員企業に対して、ある一定以上の設備規模基準を満たすガラス企業及び生産工程において生産された耐熱ガラス製品に対して、製品素材・工程管理を確認の上、『日本硝子製品工業会認証 耐熱ガラスマーク』(以下『工業会認証シール』と略す。)を貼付する事を、申請に基づいて認めるものとする。

- 3) 2における『ある一定以上の設備・規模基準、生産工程』の内容とするところは、下記のいずれかを満たしている事。

- ① 自社でホウケイ酸ガラスの溶融炉を有すること
- ② 自社内でガラスセラミックスの生産、または加工を実施できる設備を有すること
- ③ 家庭用品品質表示法に規定されている『耐熱ガラス』『超耐熱ガラス』の製品基準に関して、自社内に検査設備を有すること。

- 4) 自社内生産品以外の『耐熱ガラス』『超耐熱ガラス』を扱い、更に 工業会認証シール貼付を希望する場合、会員企業で且つ自社内で製品品質基準に関する検査を実施した場合に付いてのみ申請を受け入れる。

- 5) 申請手順 ①『登録企業申請』による企業適性判断と『覚え書き』合意により、申請企業として登録し、
② 申請企業登録 有効期間(2年)であれば、都度『貼付申請書』によりシール貼付を申請する。



- * 『申請登録企業番号』有効期間内であれば、何度でも申請可能。
* 『申請登録企業番号』は、申請受理日より2年間有効とし、期間満了後は自動継続しない。
* 『申請登録企業番号』有効期間内とは、『シール代清算が完了する月』が期間期間内である事をいう。

(社)日本硝子製品工業会 認証『耐熱ガラス』マーク 創設背景

1) 認証シール 運用の基本的な考え方

家庭用品品質表示法

- ・ 対象商品に、表示義務を設けている。
- ・ 表示事項の測定基準はあるが、品質基準、製造基準は存在しない。

+

工業会認証 マーク

- ・ 品質、製造、検査基準を明確にし、工程安全を保証する。
- ・ 品質問題など発生時に、責任所在を明確にし、誠意ある処理を実施する企業で或る旨の認証。

||

付加価値

- ・ 工業会認証による権威づけ、と差別化
- ・ 有料認証による、資源の啓発活動資源化
- ・ 啓発実施主体の公的化による、啓発チャンスの拡大

2) 認証シール 創設の背景

- ・ 99年秋から2000年春にかけて、全面物理強化製ガラスコップ(輸入品)の破損の問題に端を発して、通産省、東京都より要請されていた『強化ガラス』と『耐熱ガラス』の判別に関して、業界として対応したもの。
- ・ 消費者に対して、購入時に容易に『強化ガラス』と『耐熱ガラス』の区別可能になり、
- ・ 製造責任、品質管理の過程が把握されている企業の製品であって『安心して使える』耐熱ガラス製品である事を表示する意味を持つ。
- ・ 家庭用品品質表示法だけでは不足とは思わないが、一目瞭然性を附加したいと考えた。
- ・ 認証シールを貼付する事で、ガラス素材や家庭用品品質表示法その物に関心を払ってもらうよう働きかけた(消費者、流通関係者に対して)
- ・ 各社レベルでの販売上の差別化表現(言葉は悪いが)で消費者を混乱させる事無く、『耐熱ガラス』というガラスのカテゴリー認知強化に向けて工業会として啓発、教育活動を実施する第1歩としたい。

(尚、本件は2000年7月より 硝子製品工業会と関係企業間で検討を開始した。)

6) 工業会 認証『耐熱ガラス』マーク仕様



7) 工業会認証シール 貼付基準

- ① 認証シールは、『本体貼付』を基本とする。
 - ② 『本体貼付』を実施している商品に限り、個装箱、外箱、への『印刷使用』を『可』とする。
箱だけへの印刷使用は不可。
 - ③ 次のような 使用は認められない。
 - ・ 本体貼付無く、個装箱、外箱のみにマーク印刷する事
 - ・ 商品を特定せず、包括的な商品シリーズやブランドの販促物へマーク印刷する事
 - ④ 『工業会認証 耐熱シール』の認知、定着を図り、消費者の商品判断の有効な手だてとする事を
目指し、その主旨に反する使用方法は認めない。
 - ⑤ 工業会会員企業外の生産品に貼付する場合は、取り扱い責任窓口を会員企業として申請する
場合のみ申請を受け付ける。
 - ⑥ セット品への、『全部貼付』『代表貼付』は、各社の判断による。
 - ⑦ 運用過程で、貼付基準に変化が生じた時は、工業会事務局及び関係企業で検討し善処する。
- 8) 認証マークは 有償とする。
事項を遵守し、本来の目的を損なわない様、登録企業は利用に細心の注意を払うこととする。
- 9) 『登録企業申請』事項に変更を生じた時は、速やかに工業会に申し出る事とする。
- 10) 『登録企業申請』事項、及び認証『耐熱ガラスシール』貼付申請書 記載事項への虚偽記載、
不適切な事態の発生ある場合、及び『購入・取扱い覚え書き』『運用規程』記載事項に照らし
不適切な運用が生じている場合は、『申請登録企業番号』有効期間内であっても、その不適切
事態が解決するまで『認証シール』の貼付申請を受け入れない事とする。
- 11) 本規程の運用は、2001年1月18日より開始する。

(社)日本硝子製品工業会

『認証耐熱マーク』シール購入・運用

＝確認書＝

- 1) 『(社)日本硝子製品工業会認証 耐熱ガラスマーク』シール(以下『認証シール』と略す。)は、(社)日本硝子製品工業会に対して、登録企業申請が承認され、且つ有効登録期間内に、所定の申請を実施して工業会から販売された物のみを指す。
- 2) 所定手続きを実施した会員企業価格は、(@35銭)とする。
価格改定に関しては、会員企業間で協議の上決定する。
- 3) 『認証耐熱マーク』シールの再販は禁止とする。
- 4) 認証シール 購入代金決済に関して
 - ① 現金振り込み
 - ② 振り込み手数料は、振り込み人負担
 - ③ シール代金その他、消費税、送料を合わせて請求致します。
 - ④ 当月月末締め、翌月末支払いとする
- 5) ⑤ 振り込み口座
三井住友銀行 新橋支店 普通 124814
口座名義：(社)日本硝子製品工業会
- 6) 登録企業は、『認証シール』貼付を通じて『認証耐熱マーク』の意図性高揚に努めなければならない。
- 7) 『認証マーク』シールの意図性を損なう運用が認められた場合は、速やかにシール貼付の中止、シールの回収、その他 工業会及び関係企業で協議の上の措置を要求できる。
当該企業は、自主的に速やかな対応を講じなければならない。

=====

上記 事項を承認し、購入・運用に際し、細心の注意をはらう事と致します。

(社)日本硝子製品工業会 御中

平成 年 月 日

○

* 価格、セット賃確認の意味で、本紙 写しを 提出企業は各社で保管して下さい。

(社)日本硝子製品工業会 御中

『認証耐熱マーク』シール 貼付申請書

- ・ (社)日本硝子製品工業会『認証耐熱ガラスマーク』シール運用規程に従い、
- ・ ホウケイ酸ガラス及びガラスセラミクスを材料とする下記商品に関して、
- ・ 『認証シール』の貼付申請を致します。

■ 申請企業

申請日	平成	年	月	日
企業名	『認証シール』登録企業申請 番号			
所在地	TEL ()			
発注担当部署	発注担当者 氏名			
	TEL ()			
納入先住所	TEL ()			

■ 貼付申請商品

G工業会受理・処理 No.		自社名販売品		客先名販売品	計 A+B+C
		自社製造 (A)	自社非製造 (B)	(C)	
商品群別 申請枚数	・直火用商品				
	・卓上用商品				
	・保存用商品				
	・電子レンジ用商品				
	・オーブン用商品				
	・電子レンジ、オーブン用商品				
	・その他 ()				
	合計枚数				(D)
出荷見込	平成 年 月 (上旬・中旬・下旬) 頃				
納付金額	(D) @0.35 × [] 枚 = ¥ [] (送料、消費税、振り込み手数料が、上記の他に請求されます。)				
希望納期	平成 年 月 日				

登録企業申請 覚え書き(正)

■ 申請企業概要

事業社名	(カナ)		
代表者役職	(カナ)		代表者氏名
所在地	(カナ)		
資本金 (単位:千円)			従業員数 (単位:人)
全事業の売上高 (単位:千円)			決算期(月)
担当部署			担当者氏名

■ 『耐熱ガラス』及び『超耐熱ガラス』の生産・検査設備の自社保有、自社内 品質管理体制に関して

- 1) 自社内でのホウケイ酸ガラス製品製造設備保有の有無 (有 ・ 無)
- 2) 自社内での超耐熱ガラス製品製造設備保有の有無 (有 ・ 無)
- 3) 自社内でのホウケイ酸ガラス製品、品質検査設備保有の有無
・ 耐熱温度差 検査設備 (有 ・ 無)
・ 組成分析 分析設備 (有 ・ 無)
・ 膨張係数 分析・測定設備 (有 ・ 無)
- 4) 社内品質検査基準書の添付 (有 ・ 無)
- 5) 自社内での品質工程管理に関する専門部署の有無 (有 ・ 無)
- 6) 消費者よりの問い合わせ、苦情に関する専門部署の有無 (有 ・ 無)

部署名 :
TEL :
専任人員 : 人

部署名 :
TEL :
専任人員 : 人

1. 平成 年 月 日 現在、左記記載に相違無く、
2. (社)日本硝子製品工業会 認証『耐熱シール』貼付運用に関して、工業会運用規程を遵守し、
延いては『耐熱ガラス』素材の認知・啓蒙に助力するものとします。
3. 自社製造品、及びその他取り扱い品(輸入品を含む)で工業会『認証マーク』を貼付する商品
に関して、工業会の要請ある場合は、速やかに当該商品の品質データ、検査結果を提出する
ものとします。
4. 生産・検査設備に関し、増設・改廃等、工業会認証『耐熱シール』運用に関わりのある変更を
生じた場合は、適宜速やかに届けるものとします。
5. 本紙の有効期間は、申請受理日より2年とし、自動的に継続しないので、更新届け出を必要
とする。
6. 工業会認証『耐熱シール』の貼付申請は、別途『貼付申請書』に記載し、申請するものと
するが、『登録企業申請』有効期間である事を認証要件とする。
7. 『登録企業申請』有効期間であっても、『認証シール』貼付運用に当たって、問題ありと認めら
れる場合は、工業会は当該企業と協議の上、善処を求める事が出来る。
8. 本紙は、(正)(副)を作成し、申請事項に誤りない事と運営に合意する意味で捺印し、
硝子製品工業会と、申請 会員企業間で持ち合うものとする。

申請企業 :

(社)日本硝子製品工業会:

<工業会使用欄>

申請受理日

平成 年 月 日

申請登録企業番号

No.

(社)日本硝子製品工業会 認証『耐熱ガラスシール』貼付申請

登録企業申請 覚え書き(副)

■ 申請企業概要

事業社名	(カナ)	
代表者役職	(カナ)	代表者氏名
所在地	(カナ)	
資本金 (単位:千円)		従業員数 (単位:人)
全事業の売上高 (単位:千円)		決算期(月)
担当部署		担当者氏名

■ 『耐熱ガラス』及び『超耐熱ガラス』の生産・検査設備の自社保有、自社内 品質管理体制に関して

- 1) 自社内でのホウケイ酸ガラス製品製造設備保有の有無 (有・無)
- 2) 自社内での超耐熱ガラス製品製造設備保有の有無 (有・無)
- 3) 自社内でのホウケイ酸ガラス製品、品質検査設備保有の有無
・ 耐熱温度差 検査設備 (有・無)
・ 組成分析 分析設備 (有・無)
・ 膨張係数 分析・測定設備 (有・無)
- 4) 社内品質検査基準書の添付 (有・無)
- 5) 自社内での品質工程管理に関する専門部署の有無 (有・無)
部署名 :
TEL :
専任人員 : 人
- 6) 消費者よりの問い合わせ、苦情に関する専門部署の有無 (有・無)
部署名 :
TEL :
専任人員 : 人

1. 平成 年 月 日 現在、左記記載に相違無く、
2. (社)日本硝子製品工業会 認証『耐熱シール』貼付運用に関して、工業会運用規程を遵守し、遅いては『耐熱ガラス』素材の認知・啓蒙に助力するものとします。
3. 自社製造品、及びその他取り扱い品(輸入品を含む)で工業会『認証マーク』を貼付する商品に関して、工業会の要請ある場合は、速やかに当該商品の品質データ、検査結果を提出するものとします。
4. 生産・検査設備に関し、増設・改廃等、工業会認証『耐熱シール』運用に関わりのある変更が生じた場合は、適宜速やかに届け出るものとします。
5. 本紙の有効期間は、申請受理日より2年とし、自動的に継続しないので、更新届け出を必要とする。
6. 工業会認証『耐熱シール』の貼付申請は、別途『貼付申請書』に記載し、申請するものとするが、『登録企業申請』有効期間である事を認証要件とする。
7. 『登録企業申請』有効期間であっても、『認証シール』貼付運用に当たって、問題ありと認められる場合は、工業会は当該企業と協議の上、警処を求める事が出来る。
8. 本紙は、(正)(副)を作成し、申請事項に誤りない事と運営に合意する意味で捺印し、硝子製品工業会と、申請 会員企業間で持ち合うものとする。

申請企業：

(社)日本硝子製品工業会：

<工業会使用欄>

申請受理日	平成 年 月 日
申請登録企業番号 No.	